諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１９年１月１２日（平成１９年（行情）諮問第５号）
答申日：平成１９年１０月１２日（平成１９年度（行情）答申第２６６号）
事件名：「総合警備監視室の運用について」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

平成１５年３月１９日付け東京拘置所長指示第１２号「総合警備監視室の運用について」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，本件対象文書の別紙３から別紙８までの各標題及び別紙３の左方の操作手順を示す部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，東京矯正管区長（以下「処分庁」という。)が平成１８年７月２４日付け東管総発第２５８７号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　法務大臣官房営繕課監修「矯正施設用電気設備工事標準図平成７年版」，同「矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版」，建設大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書平成９年版」及び同「電気設備工事標準図平成９年版」において開示されている部分は，開示すべきである。

イ　昭和３年６月２８日付行甲第９７８号行刑局長通牒「刑務所建築準則内規制定ノ件」に基づいて，居室等の外壁・内壁の厚さ，床，天井の高さ，面積，位置関係等が記載されている部分は，不開示としてよい。

ウ　本件対象文書の不開示部分を，以下の別件開示文書と比較対照されたい。

①　福岡拘置所殿向け総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

②　福岡拘置所殿向け巡警・巡回システム取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

③　福岡拘置所総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書（平成１８年度（行情）答申第１８０号）

④　小倉拘置支所総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑤　福岡刑務所タッチパネル操作機取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑥　福岡刑務所総合警備システム仕様書（平成１８年（行情）諮問第２６９号）

⑦　小倉拘置支所総合警備システム及び夜間巡回表示装置仕様書（平成１８年（行情）諮問第２７０号）

⑧　福岡刑務所総合警備システム更新整備完成図書（平成１８年（行情）諮問第２７５号）

⑨　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑩　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事電気設備機材等指定表・工事区分表（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑪　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟幹線・弱電設備系統図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑫　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟分電盤結線図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑬　福岡拘置所収容棟等新営（機械設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑭　平成１０年７月８日付け福岡拘置所長指示第３５号「総合警備システムの運用について」（平成１５年９月２５日付け福管総発第３１９号開示決定）

⑮　平成８年５月１１日付け福岡拘置所長達示第２７号「拘置所における規律の維持等に関する刑務官職務規程実施細則」（平成１４年５月２４日付け福管総発第１７６号開示決定）

エ　総合監視システムに係る警備機器の設置台数，機能，操作手順等は，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿等からも特定でき，いかなる機器，物品等があるのかを確認できる。

オ　総合監視システムについては，メーカーに問い合わせるなどすれば，各機器やその機能等も紹介・説明されるし，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，総合監視システム，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

カ　総合警備監視室の設置場所，非常時の対応，勤務箇所及び勤務要領に関しては，上記ウの⑭平成１０年７月８日付け福岡拘置所長指示第３５号「総合警備システムの運用について」及び同⑮平成８年５月１１日付け福岡拘置所長達示第２７号「拘置所における規律の維持等に関する刑務官職務規程実施細則」によれば，非常時の対応，勤務箇所，勤務要領等の情報が開示されている。加えて，東京拘置所の職員に関する勤務割振表，勤務配置表等からも，勤務箇所及び勤務要領は容易に特定できる。

キ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

審査請求人が過去に開示を受けた文書と本件対象文書は，異なる処分庁により開示決定等がされたものであり，これらの文書は若干異なっている部分もあるが，開示・不開示の判断基準に差があってはならない。

第３　諮問庁の説明の要旨（理由説明書の記載）

１　本件対象文書は，東京拘置所の総合警備監視室の運用について定めた平成１５年３月１９日付け所長指示第１２号「総合警備監視室の運用について」であり，その内容は，同所の警備システムの中核的役割を担う総合警備監視室について，①機能（各種設備の設置位置等を含む。），②組織体制，③非常ベル等発報時の要領，④防災非常放送設備の概要，⑤各種機器の操作要領，⑥その他参考事項から構成されている。

２　処分庁は，本件対象文書に記載されている情報のうち，法５条４号及び６号に該当する部分を不開示とする決定を行っていることから，以下，原処分の妥当性について説明する。

（１）監視室の機能（各種設備の設置位置等を記載した別紙１及び２を含む。）

刑事施設においては，自殺，逃走，外部から行われる身柄奪取及び逃

走の援助，外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害，破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止することが，その責務を果たすために必要不可欠であり，このため，刑事施設は，従来から，保安・警備に万全を尽くすよう努めるとともに，具体的な施設構造や設備の状況など保安警備体制に関する内部情報を外部に公にすることはなかったところである。

処分庁が不開示とした部分には，当該監視室を構成する各種設備の設置箇所，台数，相互関係，具体的な機能等が記載されているところ，こうした情報を明らかにした場合，逃走等を企図しようとする被収容者等が，各種設備の破壊及びその正常な機能の阻害をもくろむことが考えられるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として，各種設備の設置箇所等の変更を余儀なくされるなど，東京拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

（２）監視室の組織体制

処分庁が不開示とした部分には，当該監視室に係る具体的な職員の勤務体制が記載されているところ，こうした情報を明らかにした場合，職員の勤務の間げきをつくことにより，逃走等の異常事態のじゃっ起が容易になるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として，職員配置の変更を余儀なくされるなど，東京拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

（３）非常ベル等発報時の要領（警報発報時の操作確認手順を記載した別紙３を含む。）

処分庁が不開示とした部分には，非常ベルが発報された際の具体的な対応要領が記載されているところ，こうした情報を明らかにした場合，逃走等を企図する被収容者が，非常ベル等の発報を阻害したり，発報に乗じて逃走を企図しようとするなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として，非常ベル等の機能の変更等を余儀なくされるなど，東京拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

（４）防災非常放送設備（非常放送の方法について記載した別紙４を含む。）

処分庁が不開示とした部分には，東京拘置所の内線番号及び非常放送

の具体的方法について記載されているところ，こうした情報を明らかにした場合，同所の電話設備及び非常放送設備を悪用されることにより，被収容者により異常事態がじゃっ起される可能性を否定できず，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として，内線番号の変更，非常放送設備の変更等を余儀なくされるなど，同所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

ただし，非常放送の仕方について記載した別紙４のうち，標題から数えて２行目から５行目，８行目から１０行目については，防災非常放送設備の一般的な作動時の状況について記載された部分であり，法の規定する不開示事由に該当するものではないことから，開示すべきである。また，図の下の３行分については，本来不開示とすべき情報であるものの，本件対象文書の５枚目において，同様の内容が開示されていることから，結果的に不開示とする理由がなく，開示すべきである。

（５）各種機器の操作要領（別紙５から別紙８を含む。）

処分庁は，別紙５から別紙８のうち，そのほとんどを不開示としているところ，当該部分には，各種機器の具体的な操作要領が記載されている。こうした情報を明らかにした場合，逃走等を企図しようとする者が，当該機器の正常な機能の阻害をもくろむことが考えられるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として当該機器の機能の変更を余儀なくされるなど，東京拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

（６）その他参考事項（各種機器の操作要領が記載された別紙５ないし８を含む。）

処分庁が不開示とした情報を明らかにした場合，逃走等を企図しようとする被収容者等が，当該機器の正常な機能の阻害をもくろんだり，当該機器により施錠状況を確認することにより，逃走等の実行が容易になるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条４号に該当するほか，結果として，当該機器の変更を余儀なくされるなど，東京拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条６号にも該当する。

３　なお，審査請求人は，自らが開示の実施を受けた過去の開示決定を引き合いに出し，同決定と原処分を比較対照することによる開示・不開示の判

断を求めているが，同決定と原処分は，それぞれ異なった処分庁により行われており，また，これらに係る文書もそれぞれ異なるものである。

したがって，それぞれの開示請求はあくまでも別の開示請求であるから，これらの過去の開示決定の内容は，原処分に影響を及ぼすものではない。

４　以上のことから，本件対象文書について処分庁が不開示とした部分のうち，別紙４の標題から数えて２行目から５行目，８行目から１０行目及び図の下の３行分については開示すべきであり，その余の部分については，不開示とした原処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１９年１月１２日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年２月８日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年４月１８日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年５月２８日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑥　同年７月６日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑦　同年９月１９日　　審議
⑧　同年１０月１０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，東京拘置所長が，東京拘置所の総合警備監視室の運用について定めた指示文書である。

このうち，原処分において，法５条４号及び６号に該当するとして不開示とされたのは，以下の部分である。

（１）総合警備監視室の機能（各種設備の設置位置等を含む。）

ア　一般警備監視モニターの機能
イ　居室監視モニターの機能
ウ　空調警報盤の作動条件
エ　インターホンの接続先
オ　旧舎カメラモニターの機能
カ　システム構成，機器配置

（２）総合警備監視室の組織等

ア　体制（平日昼間，夜間・休日）
イ　担当者の役割（平日昼間，夜間・休日）

（３）非常ベル等発報時の要領
　ア　非常ベル等発報時の対応
　イ　非常ベル等発報後の操作手順
（４）防災非常放送設備
　ア　防災センターの内線番号
　イ　非常放送の仕方
（５）各種機器の操作要領
　ア　検聴，指示放送の操作手順
　イ　手動録画の操作手順
　ウ　録画映像再生の操作手順
　エ　ＰＤＰへの手動固定の操作手順
（６）その他参考事項
　　機器操作担当者に対する注意事項

審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めると主張し，不服の理由を述べている。

上記不開示部分について，諮問庁は，総合警備監視室は，刑事施設の保安・警備の要であり，これらを公にすることとした場合，逃走，自殺等を企図しようとする者にとっては，警備機器の機能を破壊すること等により，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあるほか，これら異常事態の発生を未然に防止するため，警備機器の設置場所の変更を余儀なくされるなど，刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると説明している。

ただし，諮問庁は，審査請求人が開示すべきと主張する部分につき，非常放送の仕方について記載した別紙４のうち，不開示事由に該当しない部分及び同様の内容が開示されている部分は開示すべきと説明しているが，その余の部分については，なお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきであるとする部分について，不開示情報該当性を検討する。

２　本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ，①総合警備監視室の機能（各種設備の設置位置等を含む。），②総合警備監視室の組織等，③非常ベル等発報時の要領，④防災非常放送設備，⑤各種機器の操作要領，⑥その他参考事項（機器操作担当者に対する注意事項）が記載されている。

本件対象文書につき，諮問庁がなお不開示とすべきであるとする部分のうち，別紙３から別紙８までの各標題及び別紙３の左方の操作手順を示す部分については，原処分において，本件対象文書の本文で同じ内容が開示されており，これらの部分は，開示しても，逃走等の異常事態の発生の危

険性を高める等のおそれ，又は刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとは認められないから，開示すべきである。

よって，以下，これらの部分以外の部分について，不開示情報該当性を検討する。

（１）東京拘置所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって，刑事施設を管理する行政機関の長としては，これらの事態の発生を未然に防止するよう努めることは当然のことと考えられ，保安・警備を司るセンターである総合警備監視室及びその警備システムに関する情報が，逃走を試みる者あるいは刑事施設への攻撃や逃走の援助等を企図する者に取得された場合には，このような事態が生じる可能性が高くなるおそれがあるものと認められる。

（２）当該部分には，総合警備監視室の機能・組織や警備システムを構成する警備機器の操作方法・操作手順に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，総合警備監視室の正常な運用や警備システムの正常な動作への妨害，総合警備監視室や警備システムの破壊が可能な手順や方法を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

（３）法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記（１）及び（２）で述べた事情によれば，上記で開示すべきとした部分を除き，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，総合警備監視室の機能・組織や警備システムを構成

する警備機器の操作方法・操作手順に関する情報は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

（４）なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記（３）のとおり，開示すべきとした部分以外の部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，そのうち，本件対象文書の別紙３から別紙８までの各標題及び別紙３の左方の操作手順を示す部分は同条４号及び６号のいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は同条４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子